

## 児童手当改正 Q&A

1	児童手当制度がどう変わるのですか。	<p>児童手当制度は以下のとおり変更されます。</p> <p>支給対象児童を「中学校修了前まで」から「高校生年代まで」に変更          所得制限の撤廃          第3子以降についての支給月額を「15,000円」から「30,000円」に変更          支給回数を「年3回払い（2月、6月、10月）」から「年6回払い（偶数月）」に変更          第3子以降の算定に含める児童の年齢を「18歳に達した最初の年度末まで」から「22歳に達した最初の年度末まで」に変更</p>
2	児童手当制度はいつから改正されるのですか。	<p>制度改正は令和6年10月1日から施行され、令和6年12月支給（令和6年10月分～11月分）から改正後の手当額で支給します。          なお、令和6年10月支給（令和6年6月分～9月分）までは改正前の手当額で支給します。</p>
3	制度改正により申請が必要となるのはどのような世帯ですか。	<p>制度改正により申請が必要な世帯は以下のとおりです。</p> <p>所得超過により、手当を受給していない          養育している児童が高校生年代のみ          高校生以下の子があり、大学生年齢の子も養育している          ※施設入所している（又は里親委託している）児童分の児童手当は、施設設置者（又は里親）が受給しますので、保護者の対象児童とはなりません。          ※申請者が公務員である場合は職場からの受給です。職場の給与担当に申請してください。</p>
4	どのような世帯が申請不要で制度改正の対象となりますか。	<p>申請不要で制度改正の対象となる世帯は以下のとおりです。</p> <p>特例給付を受給している          中学生以下の児童の児童手当を受給しており、高校生も養育している          現在、第3子以降の増額を受けている</p>
5	児童養護施設に入所している、又は里親に委託している高校生年代の児童は保護者が申請すれば受給できますか。	<p>児童養護施設に入所している、又は里親に委託している児童（高校生年代を含む）については、保護者で受給することはできません。</p> <p>この場合、施設設置者、又は里親が市に児童手当の受給申請をし、受給することとなります。</p>
6	公務員の場合はどうすれば良いですか。	<p>申請者（父母等のうち、所得の高い方）が公務員の場合、申請者の勤務先の給与担当課に児童手当の申請をしていただきます。</p> <p>申請方法等は職場の給与担当にお問い合わせください。</p>
7	大学生年代の子が働いていますが、多子カウントの対象となりますか。	<p>『大学生年代の子（18歳年度末以降22歳年度末までの子）が就労しているか否か』は、要件としていません。</p> <p>多子カウントにおける大学生年代の子の要件は、</p> <p>監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること（以下、監護相当）          生計費の相当部分の負担をしていること（以下、生計費の負担）          の2点です。</p> <p>監護相当については、同居していれば有となります。</p> <p>また、別居していても、例えば、毎日連絡をとっていたり、仕送りがあったりすれば、監護相当は有りとなります。</p> <p>生計費の負担については、大学生年代の子が親の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいいます。</p> <p>例えば、親が生活費（食費や家賃等）を負担している場合や仕送り（金銭か物品かは問わない）をしている場合が当てはまります。</p> <p>なお、親の収入については、給与収入や営業収入のみならず、年金収入や生活保護の保護費も含まれます。</p>
8	児童の父母のどちらが申請者となるのですか。	<p>児童手当の申請者となるのは、前年の所得額が高い方となります。</p>
9	高校生年代の児童が国外へ留学している。	<p>児童の状況により支給の有無が異なりますので、窓口でご確認ください。</p>
10	児童の監護などの内容や状況に変更が生じた場合、手続きが必要か。	<p>必要です。内容によっては、手当の返還なども生じますので、監護や生計の状況に変更があった場合は、お早めにお問合せください。</p>
11	びったりサービスでうまく手続きができない。	<p>マイナポータル対応のスマートフォンで申請可能です。また、電子署名が必要なため、パスワードが各種必要です。ご利用が困難な場合は、お手数ですが紙の書類でお手続きをしてください。</p>
12	現在養育中の児童が、算定児童なのかどうか分からない。	<p>受給者の方本人が、本人と証明できるものを持って窓口に来ていただき、お問合せください。</p>